

令和2年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年6月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	川端 美香	市立野洲病院事務部長	吉川 武克
総務部長	市木 不二男	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	杉本 源造	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	辻 昭典		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	大橋 幸司	書記	辻川 真

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第 1 号から報告第 3 号まで

(令和元年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
他 2 件)

報告

第 4 議第 5 6 号から議第 1 0 6 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (令和元年度野洲市一般
会計補正予算 (第 1 6 号)) 他 5 0 件)

提案理由説明

市長提出議案

報告第 1 号 令和元年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和元年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 3 号 令和元年度野洲市病院事業会計予算繰越計算書について

議第 5 6 号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和元年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 6 号))

議第 5 7 号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和元年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 7 号))

議第 5 8 号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 4 号))

議第 5 9 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市税条例等の一部を改正する条例)

議第 6 0 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議第 6 1 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

議第 6 2 号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和 2 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号))

- 議第 63号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第2号))
- 議第 64号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第3号))
- 議第 65号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市税条例の一部を改正する条例)
- 議第 66号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 議第 67号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第4号))
- 議第 68号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議第 69号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第5号))
- 議第 70号 令和2年度野洲市一般会計補正予算(第6号)
- 議第 71号 令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第 72号 令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第 73号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議第 74号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第 75号 野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 議第 76号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 77号 野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 78号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第 79号 名神高速道路跨道橋(里原橋)の撤去工事に係る協定の締結について
- 議第 80号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第 81号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 議第 82号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 83号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 84号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 85号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 86号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 87号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 88号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 89号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 90号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 91号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 92号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 93号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 94号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 95号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 96号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 議第 97号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 98号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 99号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第100号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第101号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第102号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第103号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第104号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第105号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第106号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(岩井智恵子君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第3回野洲市市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(岩井智恵子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第15番、東郷正明議員、第16番、北村五十鈴議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(岩井智恵子君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの22日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月25日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長(岩井智恵子君) 日程第3、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。

令和元年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について他2件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第3回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項として、令和元年度一般会計、水道事業会計及び病院事業会計の繰越計算書3件を報告いたします。

また、議案といたしましては、専決処分につき承認を求めること14件、補正予算3件、条例改正6件、その他1件、人事案件27件の合計51件を提案いたしますので、ご審議、

ご採決をよろしくお願いたします。

まず、報告3件であります。報告第1号令和元年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

令和2年第2回定例会における一般会計補正予算（第15号）で、それぞれ繰越明許費として議決いただきました民生費の「分筆登記等業務委託」他10件の事業について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次に、報告第2号令和元年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

建設改良に要する経費のうち、南桜水源地膜ろ過装置設置工事とそれに伴う工事現場管理業務委託において、環境対策に係る地元調整及び同一敷地の関連工事との調整が必要となり日数を要し、年度内の完成が困難となりました。

また、野洲川橋添架管更新工事詳細設計業務において、橋梁添架に伴う占用方法について、滋賀県及び国土交通省との協議及び許認可等に日数を要することが判明し、年度内の完了が困難となったことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行することとし、同条第3項の規定に基づき繰越計算書において報告をいたします。

次に、報告第3号令和元年度野洲市病院事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

建設改良に要する経費のうち、野洲市民病院整備修正設計業務委託において、新病院建設に係る実施設計の見直しの結果、面積や階層を削減するなど、平面計画の変更や構造・設備計画との整合作業等に日数を要したことから、当該業務に密接に関連する事業費とあわせ、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行することとし、同条第3項の規定に基づき繰越計算書において報告をいたします。

以上、報告を終わります。

（日程第4）

○議長（岩井智恵子君） 日程第4、議第56号から議第106号まで、専決処分につき承認を求めることについて、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第16号）他50件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（田中千晴君） 朗読いたします。

議第56号専決処分につき承認を求めることについて。

もう一度、朗読いたします。

議第56号専決処分につき承認を求めることについて（令和元年度野洲市一般会計補正予算（第16号））他専決処分13件、議第70号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第6号）他補正予算2件、議第73号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例他条例改正5件、議第79号名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去工事に係る協定の締結について、議第80号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて他人事案件26件。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、引き続きまして、議案の説明を行います。

議第56号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算（第16号）については、歳入歳出総額にそれぞれ25万6,000円を追加いたしました。

補正の内容は、歳出では、事故相手方との和解に伴う損害賠償金を追加し、歳入では、歳出に伴う損害賠償保険金を追加いたしました。

議第57号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算（第17号）については、歳入歳出総額にそれぞれ300万1,000円を追加しました。

主な補正の内容は、歳入では、地方譲与税や各種交付金、地方交付税の額の確定に伴う精査や、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に伴う交付金及び補助金の追加、守山野洲行政事務組合負担金の精算金の追加、休日急病診療所の運営に係る湖南広域行政組合負担金の過年度精算に伴う返還金の追加などです。

また、歳出では、嘱託職員に係る公務災害補償費の追加、新型コロナウイルス感染症対策を講じた民間保育所への補助金の追加です。

議第58号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和元年度墓地公園事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出総額にそれ

ぞれ224万円を追加しました。

主な補正の内容は、歳入では、さくら墓園永代使用墓所の新規申請の増加と合葬墓の埋蔵申請が多かったことにより使用料を追加計上するとともに、歳出では、永代使用料及び合葬墓使用料増加による墓地公園整備基金積立金を増額しました。

議第59号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案については、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市税条例等の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

主な内容は、固定資産税の納税義務者の規定の整備や、個人市民税、たばこ税に関する法律の改正等に合わせて所要の改正を行います。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行します。

議第60号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案については、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

主な内容は、高所得者層の負担増と中所得者層の負担軽減を図るもので、政令の改正に合わせて所要の改正を行います。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行します。

議第61号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案については、一般職の職員の給与に関する法律及び民法の改正を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が令和2年3月27日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、野洲市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

主な内容は、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額、及び障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について改正を行ったものです。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行します。

議第62号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出総額にそれぞれ393万8,000円を追加しました。

補正の内容は、歳出では、当初予定していました学校・園の4月再開に向けた新型コロナウイルス感染症対策として全児童・生徒への配布用布マスク購入費を追加しました。

歳入では、歳出に対する財源調整として繰越金を増額しました。

議第63号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出総額にそれぞれ58万4,000円を追加しました。

補正の内容は、歳出では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた飲食業者への支援のため、野洲市商工会が実施するテイクアウト事業の広告宣伝費に対する補助金を追加しました。

歳入では、歳出に対する財源調整として繰越金を増額しました。

議第64号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出総額にそれぞれ3,095万円2,000円を追加しました。

主な補正の内容は、歳出では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、収入が減少するなど厳しい状況に置かれている市民の生活支援を早急に行う必要があったことから、支援策として、就学援助、児童扶養手当対象者への加算給付、緊急小口資金利用者への貸付けまでのつなぎ給付、住居確保給付金制度では対象外となる措置が必要な者に対する給付の3つの生活支援緊急給付金関連経費及び住居確保給付金制度改正に伴う住宅手当給付金を追加しました。

歳入では、歳出に対する財源として、国庫支出金、財政調整基金からの繰入金、繰越金を増額しました。

議第65号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案については、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容については、わがまち特例の特例率の規定や軽自動車税の臨時的軽減措置の延

長に関するもの等であります。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第66号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

介護保険料については、消費税による公費を投入して低所得者の負担軽減が平成27年度から行われていますが、令和元年10月実施の消費税率の引上げによる財源を用いて軽減の拡充を行うことを定めた政令が、令和2年3月30日に公布されたことから、介護保険条例において当該拡充相当の保険料を引き下げる改正を行います。

なお、本条例は令和2年5月1日から施行し、令和2年度分の保険料から適用します。

議第67号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出総額にそれぞれ52億4,238万2,000円を追加しました。

補正の内容は、歳出では、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金及び事務費を、新型コロナウイルス対応として、児童手当受給世帯に対する臨時特別給付金を追加しました。

また、歳入では、歳出に対する国庫支出金を追加しました。

議第68号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、先般閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容は、国民健康保険税の減免対象者及び対象となる保険税等について定めるものです。

なお、本条例は、令和2年5月1日から施行します。

議第69号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出総額にそれぞれ3,133万7,000円を追加しました。

主な補正の内容は、歳出では、商工費の商工観光事業費において、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市内小規模事業者の厳しい経営状況を軽減する目的で、小規模事業賃借料臨時支援金を追加しました。

消防費の災害対策事業費においては、市内小中学校、幼稚園並びに保育園等の再開に伴い、各校・園における児童生徒の健康観察を随時実施するための非接触型体温計の購入費を追加しました。

歳入では、歳出に対する財源として国庫支出金、財政調整基金からの繰入金を追加しました。

議第70号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに2,607万5,000円を増額します。

債務負担行為の補正では、コミュニティバスの運行委託につきまして、令和3年度からの運行業務について、今年度中に事業者の選定を行う必要があるため、債務負担行為を設定しようとするものです。

歳出の内容は、総務費の一般行政諸費において、公用車事故及び農業用水管の損傷に係る賠償金を、庁舎等維持管理費では人事異動に伴う備品購入費を、指定統計調査費では、国勢調査に係る通信運搬費を追加します。

新型コロナウイルス感染症対策として、民生費の地域生活支援事業費では、日中一時支援事業所への補助金を、児童対策推進事業費では、保育所保育料の減額措置に伴う返還金を、生活保護施行事務費では、日常生活支援居住施設の創設に伴うシステム改修委託料を追加し、教育費の小学校管理運営費及び中学校管理運営費では、児童生徒用のタブレット等の端末整備に係る費用等を、総合体育館管理運営費では、総合体育館の利用を中止したことに伴い生じた使用料の還付金を、学校給食費では、学校給食における牛乳等の供給契約違約金を追加いたします。

さらに、教育費において、教育振興事業費では、学習指導要領の改訂に伴う教職員用指導書等の購入費を、海洋センター管理運営費では、敷地内漏水箇所の修繕料を、なかよし交流館管理運営費では、空調設備の故障に伴う修繕料を追加します。

これに対する歳入は、国庫及び県支出金、諸収入及び収支の財源調整として繰越金を追加計上します。

議第71号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに200万円を増額します。

歳出では、新型コロナウイルス感染症に感染等した被用者に対して支給する傷病手当金を追加します。

歳入では、市において支給した傷病手当金について、国における新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、全額特別調整交付金で財政支援されるため、歳出と同額を増額します。

議第72号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳出のうち、使用料及び賃借料で、石部頭首工水管理情報処理に必要となる光伝送路設備使用料の改定に係る使用料を104万円増額する必要性が生じたことから、委託料で野洲川土地改良区委託業務の内容を精査の上、104万円減額し、組替えをいたします。

議第75号の野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、本市の附属機関である「野洲市人・農地プラン検討会」について、委員を構成する「野洲市青年農業者クラブ」の名称が、令和2年4月1日をもって「野洲市農業者クラブ」に名称を変更されたことから所要の改正を行います。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第74号野洲市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行います。

主な内容は、個人市民税の非課税措置や延滞金等の引下げ、たばこ税の見直しに関するもの等です。

なお、本条例は、たばこ税に関するものは経過措置を設けるため令和2年10月1日からと令和3年10月1日から、個人市民税の非課税措置及び延滞金等の引下げに関するものは令和3年1月1日から、土地基本法等の改正に伴うものは土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日から、法人税に関するものは令和4年4月1日から施行します。

議第75号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、「西河原字上ダイ地区」地区計画区域を都市計画税の課税対象区域に追加するとともに、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴う所要の改正を行います。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第76号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

す。

本議案は、土地基本法等の一部を改正する法律が施行され、低未利用地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る課税の特例が創設されることに伴い、所要の改正を行います。

なお、本条例は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行します。

議第77号野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる後期高齢者医療の被保険者に係る傷病手当の支給に関する特例について、滋賀県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療に関する条例が改正されたことに伴い、野洲市において支給申請書の交付を行うため、所要の改正を行います。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第78号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として国において財政措置が行われたことを受け、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険の被保険者に係る傷病手当の支給に関する特例を定めるため、所要の改正を行います。

その概要は、給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が療養のため労務に服することができないとき、所定の日数について傷病手当金を支給するもので、その支給額、支給期間等を定めます。

なお、本条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用します。

また、本手当では対象にならない事業主等につきましても、市保険独自の要綱を別途定めることで見舞金が支給できるよう準備を進めており、これに係る補正予算案を今議会において追加提案する予定です。

議第79号名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去工事に係る協定の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、名神高速道路をまたぐ里原橋の撤去工事を委託して実施するもので、協定金額3億5,767万500円、協定の相手方を西日本高速道路株式会社関西支社支社長永田順宏と定め、協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の

議決を求めるものです。

議第80号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

地方税法第404条第1項は、固定資産を適正に評価し、市長が行う評価の決定を補助するため、固定資産評価員を設置すると規定しています。

その趣旨は、固定資産の課税客体である土地家屋及び償却資産の量は膨大であり、その評価を適正に行うために、高度の専門知識を有したものを選任し、市長の行う評価決定を補助させることが必要なためであり、固定資産税の課税決定主管課であります本市税務課長を固定資産評価員として選任をしています。

4月1日付人事異動に伴い、前任の北村達夫に代わり北田一栄を選任いたしたく、同法第104条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

最後に、議第81号から議第106号までの野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、一括してご説明を申し上げます。

この26議案は、現委員の任期が令和2年7月19日をもって満了することに伴い、新たな野洲市農業委員会の委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議第81号から議第106号まで、順番に委員のお名前を申し上げます。

東郷恵子さん、清水稔さん、石塚健一さん、苗村善明さん、白井嘉嗣さん、森恒仁さん、市木和雄さん、坂口茂さん、飯田百合子さん、有馬和夫さん、杉江保彦さん、青木徹さん、田中靖志さん、北脇広美さん、島村平治さん、安田健一さん、井狩憲一さん、武浪勘治さん、小森正人さん、小森貴夫さん、藤岡いづみさん、辻川清太郎さん、辻清子さん、吉川久和さん、岩井正男さん、前田美幸枝さんの計26名であります。

同法第8条第5項の規定により過半数を占めなければならない認定農業者等の委員については過半数以上の17名、同条第6項の規定により1名以上含まれなければならない利害関係を有しない委員は2名が該当します。

また、同条第7項の規定で、任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされており、前回の選任時と比較しますと、年齢構成では、30代では新たに1名、40代では1名から4名、50代で1名から3名、60代では16名から8名、70代では7名から9名、80代は前回と同様の1名となり、女性委員については5名から6名へ1名増加しており、前回よりも幅の広い年齢構成で、

平均年齢についても約4歳若くなっております。

26名の方とも農業委員会の所掌に属する事項に関して、さまざまな面から適切に職務を行え、農業委員会委員として能力を発揮していただけるものと考えております。

なお、委員の任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間です。

以上、提案の説明といたします。

どうぞよろしくご審議をお願いします。

○議長（岩井智恵子君） では、訂正をお願いします。

○市長（山仲善彰君） 今の提案説明で言い間違えたところがあったみたいです。

まず、「議第73号」と言うべきところを「75」と言ったようでありますので、「73」に訂正をお願いします。

それと、議第77号の説明の最後のところで、「支給申請書の受付」と言うべきところを「交付」と言ったみたいですので、「受付」に訂正をお願いします。

それと、議第80号の最後の根拠法のところで、同法「404条」と言うべきところを「104条」と言ったようでありますので、「404条」が正しいので、訂正をさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月5日から6月10日までの6日間は、議案調査のため、休会といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、明6月5日から6月10日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月11日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一部採決及び一般質問等を行います。

本日はこれにて散会といたします。ありがとうございました。（午前9時35分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年6月4日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 東郷 正明

署名議員 北村 五十鈴